

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和3年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分			注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算		注 共生型訪問介護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算													
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67単位(201単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	特定事業所加算(Ⅴ) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位													
		(167単位)																								
		(2) 20分以上30分未満												(250単位)												
		(3) 30分以上1時間未満												(396単位)												
		(4) 1時間以上												(579単位に30分を増すごとに+84単位)												
		ロ 生活援助												(1) 20分以上45分未満	(183単位)											
														(2) 45分以上	(225単位)											
		ハ 通院等乗降介助												(1回につき 99単位)												
	二 初回加算 (1月につき +200単位)																									
	ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)												(1月につき +100単位)												
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)												(1月につき +200単位)												
	ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)												(1日につき +3単位)												
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		(1日につき +4単位)																								
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		注 所定単位は、イから△までにより算定した単位数の合計																							
	(1月につき +所定単位×137/1000)																									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)														(1月につき +所定単位×100/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)														(1月につき +所定単位×55/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)														(1月につき (3)の90/100)											
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		注 所定単位は、イから△までにより算定した単位数の合計																							
	(1月につき +所定単位×63/1000)																									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)														(1月につき +所定単位×42/1000)											
	(1月につき +所定単位×42/1000)																									
：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入																										
※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。																										
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。																										
※ 令和3年9月30日までの間は、訪問介護費のイからハまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。																										

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)						
△ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)						
		：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入					
		※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。					
		※ 令和3年9月30日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。					

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
-○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
+○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分		准看護師の 場合	夜間又は早朝 の場合、若しく は深夜の場合	複数名訪問 加算（Ⅰ）	複数名訪問 加算（Ⅱ）	1時間30分以 上の訪問看護 を行う場合	要介護5の者 の場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	特別地域訪問 看護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	緊急時訪問看 護加算（※）	特別管理加算	ターミナルケア 加算	医療保険の訪 問看護が必要 であるものとし て主治医が発 行する訪問看護 指示の文書の 訪問看護指 示期間の日数 につき減算（1 日につき）	
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	（1） 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能	×90／100	夜間又は 早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	30分未満の 場合 +254単位 30分以上の 場合 +402単位	30分未満の 場合 +201単位 30分以上の 場合 +317単位	+300単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 ×90／100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85／100	+15／100	+10／100	+5／100	1月につき +574単位	1月につき （Ⅰ）の場合 +500単位 又は （Ⅱ）の場合 +250単位	1月につき （Ⅰ）の場合 +500単位 又は （Ⅱ）の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前14日 以内に2日以上 ターミナルケア を行った場合 +2,000単位	—97単位	
	(313単位)															
	（2） 30分未満															(470単位)
	（3） 30分以上1時間未満															(821単位)
	（4） 1時間以上1時間30分未満															(1,125単位)
	（5） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合															(293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100
ロ 病院又は診療所 の場合	（1） 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能	×90／100				+300単位					1月につき +315単位					
	(265単位)															
	（2） 30分未満															(396単位)
	（3） 30分以上1時間未満															(573単位)
	（4） 1時間以上1時間30分未満															(842単位)
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 （1月につき 2,954単位）		准看護師に よる訪問が 1回でもある 場合 ×98/100				+800単位					1月につき 訪問看護 ステーション の場合 +574単位 病院又は 診療所の場合 +315単位					
ニ 初回加算		(1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算		(1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算		(1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 （イ及びロを算定する場合のみ算定）		(1) 看護体制強化加算（Ⅰ）														
		—(1月につき +550単位)														
		(2) 看護体制強化加算（Ⅱ）														
		(1月につき +200単位)														
チ サービス提供体制 強化加算	(1)イ及びロを算 定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)														
		(1回につき +6単位)														
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)														
	(2)ハを算定する 場合	(1回につき +3単位)														
		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)														
		(1月につき +50単位)														
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)														
		(1月につき +25単位)														
：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入																
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。																
※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。																

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算(A) リハビリテーションマネジメント加算(B)	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき +483単位	1回につき +50単位
	介護老人保健施設の場合									
	介護医療院の場合									
ロ 移行支援加算			(1日につき 17単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)							

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 令和3年9月30日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注 特別地域居宅療養 管理指導加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+15／100	+10／100	+5／100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合					
	(3) (1)及び(2)以外の場合					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合				+100単位
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度)				
		注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の 利用者又は居住系施設入居者等に対し て、当該薬剤の使用に関する必要な薬学 的管理指導を行った場合				
		+100単位				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+15／100	+10／100	+5／100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合					
	(3) (1)及び(2)以外の場合					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ 令和3年9月30日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

[illegible]

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

経行支費加算		(1日につき 12単位を加算)
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 2単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 2単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 2単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1日につき 6単位を加算)
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×47/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×34/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×19/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×90/100)
介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×20/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×17/1000)
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計		
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計		
※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、(事業所と同一建物の利用者に適用が可能なバーションを行う場合)、(中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算)、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度額基準額の算定の際、イの単位数を算入 ※ 生活行為向上に向けたバージョンアップ実施加算については、令和3年3月31日までに算定している場合、後者の単位数を算定する。 ※ 「生活行為向上に向けたバージョンアップ実施加算」及びバージョンアップを経験した場合の減算については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対する評価であるため、各市の欄に表記。ただし、算定機上では、「感染症又は災害を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合」(「理学療法士等特定強化加算」の欄に注があるもの)として単位数を算定する。 ※ 令和3年3月30日までの期間、施設リハビリテーション量のいかなるまでについて、所定単位数の半分の率により相当する単位数を算定する。		

8 短期入所生活介護費

[illegible]

ハ 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
---------	--------------------------

二 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ又はⅢ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)
	(2) 看護体制加算(Ⅱ又はⅣ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 413単位を加算)
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)

ホ 認知症専門ケア 加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)

介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位数 × 83/1000)	生 所定単位数は、イからへまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位数 × 60/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位数 × 39/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + (3)の90/1000)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき + (3)の80/1000)	

チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×27/1000)	注 所定単位は、いからへまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×23/1000)	

※ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
(4) 総合医学管理加算 (利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)		
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)

注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経緯措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(5)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1	(690 単位)	×70/100		診療所設備基準 減算 －60単位	－25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2	(740 単位)								
			要介護3	(789 単位)								
			要介護4	(839 単位)								
			要介護5	(889 単位)								
		b 診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1	(717 単位)								
			要介護2	(770 単位)								
			要介護3	(822 単位)								
			要介護4	(874 単位)								
			要介護5	(926 単位)								
		c 診療所短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1	(708 単位)								
			要介護2	(759 単位)								
			要介護3	(810 単位)								
			要介護4	(861 単位)								
			要介護5	(913 単位)								
		d 診療所短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要介護1	(796 単位)								
			要介護2	(846 単位)								
			要介護3	(897 単位)								
	要介護4		(945 単位)									
	要介護5		(995 単位)									
	(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	e 診療所短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1	(829 単位)								
			要介護2	(882 単位)								
			要介護3	(934 単位)								
			要介護4	(985 単位)								
			要介護5	(1,037 単位)								
		f 診療所短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1	(818 単位)								
			要介護2	(870 単位)								
			要介護3	(921 単位)								
			要介護4	(971 単位)								
			要介護5	(1,023 単位)								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	(818 単位)	×97/100								
		要介護2	(869 単位)									
		要介護3	(918 単位)									
		要介護4	(967 単位)									
		要介護5	(1,017 単位)									
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1	(846 単位)									
		要介護2	(899 単位)									
		要介護3	(950 単位)									
		要介護4	(1,001 単位)									
		要介護5	(1,054 単位)									
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1	(836 単位)									
		要介護2	(888 単位)									
		要介護3	(939 単位)									
		要介護4	(989 単位)									
		要介護5	(1,040 単位)									
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1	(818 単位)									
		要介護2	(869 単位)									
		要介護3	(918 単位)									
		要介護4	(967 単位)									
		要介護5	(1,017 単位)									
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	(846 単位)									
		要介護2	(899 単位)									
		要介護3	(950 単位)									
		要介護4	(1,001 単位)									
要介護5		(1,054 単位)										
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	(836 単位)										
	要介護2	(888 単位)										
	要介護3	(939 単位)										
	要介護4	(989 単位)										
	要介護5	(1,040 単位)										
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)									+60単位	
	(二) 4時間以上6時間未満	(928 単位)										
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,289 単位)										
(4) 療養食加算				(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))								
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)		(1日につき 3単位を加算)									
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		(1日につき 4単位を加算)									
(6) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		(1日につき 22単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 18単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×26/1000)									
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×10/1000)									
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(三)の90/100)									
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(三)の80/100)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)									
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×11/1000)									
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計												
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計												
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												
※ 「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和4年3月31日まで算定可能。												
※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。												

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	注																							
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合																							
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (1,042 単位) 要介護2 (1,108 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,239 単位) 要介護5 (1,305 単位)	×70/100	×90/100		×90/100																										
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,150 単位) 要介護2 (1,216 単位) 要介護3 (1,280 単位) 要介護4 (1,348 単位) 要介護5 (1,412 単位)																														
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (986 単位) 要介護2 (1,055 単位) 要介護3 (1,124 単位) 要介護4 (1,193 単位) 要介護5 (1,260 単位)	×70/100																													
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,094 単位) 要介護2 (1,163 単位) 要介護3 (1,230 単位) 要介護4 (1,302 単位) 要介護5 (1,369 単位)																														
	一般病棟	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (958 単位) 要介護2 (1,025 単位) 要介護3 (1,091 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,224 単位)	×70/100																													
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,066 単位) 要介護2 (1,132 単位) 要介護3 (1,200 単位) 要介護4 (1,266 単位) 要介護5 (1,333 単位)																														
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (942 単位) 要介護2 (1,008 単位) 要介護3 (1,073 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,204 単位)	×70/100		-12単位					+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	片道につき +184単位																					
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,049 単位) 要介護2 (1,116 単位) 要介護3 (1,180 単位) 要介護4 (1,247 単位) 要介護5 (1,312 単位)																														
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (887 単位) 要介護2 (947 単位) 要介護3 (1,013 単位) 要介護4 (1,078 単位) 要介護5 (1,143 単位)	×70/100	×90/100																												
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (990 単位) 要介護2 (1,055 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,186 単位) 要介護5 (1,251 単位)																														
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>			要介護1 (786 単位) 要介護2 (850 単位) 要介護3 (917 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,048 単位)	×70/100			×90/100				×90/100																						
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>			要介護1 (894 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,025 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,156 単位)																														
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,236 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,368 単位) 要介護5 (1,434 単位)	×70/100			×90/100		×90/100	×97/100																							
			b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,236 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,368 単位) 要介護5 (1,434 単位)																														
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,115 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)																														
			b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,115 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)																														
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満			(670 単位)																														
	(二) 4時間以上6時間未満			(927 単位)																														
	(三) 6時間以上8時間未満			(1,288 単位)																														
(5) 療養食加算				(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																														
(6) 特定診療費																																		
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			(1日につき 22単位を加算)																														
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			(1日につき 18単位を加算)																														
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			(1日につき 6単位を加算)																														
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																														
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)																																	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)																																	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)																																	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)																																	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																														
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)																																	
				(1月につき +所定単位×26/1000)																														
				(1月につき +所定単位×19/1000)																														
				(1月につき +所定単位×10/1000)																														
				(1月につき +(三)の90/100)																														
				(1月につき +(三)の80/100)																														
				</																														

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

[illegible]

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等着床加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(Ⅰ)から(Ⅶ)までについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	入居継続支援加算(Ⅰ)	入居継続支援加算(Ⅱ)	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	認知機能訓練加算(Ⅰ)	認知機能訓練加算(Ⅱ)	認知機能訓練加算(Ⅲ)	認知機能訓練加算(Ⅳ)	認知機能訓練加算(Ⅴ)	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	口腔栄養介入加算	認知・栄養・ケア・リハビリテーション加算	認知・栄養・ケア・リハビリテーション加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1	(538 単位)	×70/100	-54単位 -60単位 -67単位 -74単位 -81単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	
	要介護2	(604 単位)																					
	要介護3	(674 単位)																					
	要介護4	(738 単位)																					
	要介護5	(802 単位)																					
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 81単位)		×70/100	-54単位 -60単位 -67単位 -74単位 -81単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位		
																						要介護1	(538 単位)
																						要介護2	(604 単位)
																						要介護3	(674 単位)
																						要介護4	(738 単位)
要介護5	(802 単位)																						
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※		×70/100	-54単位 -60単位 -67単位 -74単位 -81単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1月につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位	1月につき +30単位		
																						要介護1	(538 単位)
																						要介護2	(604 単位)
																						要介護3	(674 単位)
																						要介護4	(738 単位)
要介護5	(802 単位)																						

訪問介護	所要時間15分未満の場合 95単位
・身体介護	所要時間15分以上30分未満の場合 132単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に 所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに 21単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 261単位に所要時間 1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに21 単位を加算した単位数 所要時間15分未満の場合 49単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 38単位に所要時 間15分から計算して所要時間が15分増すごとに32単位 を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 212単位 所要時間1時間15分以上の場合 282単位
・生活援助	1回につき 82単位
・通院等乗付介助	
他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬額に90/100	
福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様	
※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。	

二 退院・退所時連携加算
(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ホ 要介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 要介護加算(Ⅰ)	(1) 要介護加算(Ⅰ) (1日につき 72単位を加算)
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
		(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
		(5) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)

ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 82単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の80/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	

リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)	

※ 限度額	要介護1 18,393単位 要介護2 18,393単位 要介護3 20,430単位 要介護4 22,467単位 要介護5 24,504単位
-------	---

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、特定施設入居者生活介護費のイからハ及びロ及び委託先である指定介護予防サービス事業者により居宅サービスが行われる場合のうち訪問介護について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

11 福祉用具費と費

基本部分		注	注	注
福祉用具費と費 (取付型福祉用具費等に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(但つて用具ごとに算定費の100/100を限度)	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(但つて用具ごとに算定費の2/3を限度)	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(但つて用具ごとに算定費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助具			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

：「特別地域福祉用具費と費」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,076単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき －200単位
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (539単位)					
			要介護3・4・5 (698単位)					
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (323単位)					
			要介護3・4・5 (418単位)					
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,076単位)					
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (522単位)					
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +505単位)						
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +407単位)						
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +309単位)						
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +100単位)						
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +200単位)						
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +100単位)						
△ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(＋450単位)						
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(＋600単位)						
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(＋600単位)						
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(＋750単位)						
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(＋900単位)						
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(＋400単位)					

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
※居宅介護支援費(Ⅱ)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
※ 令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

1 介護福祉施設サービス

[illegible]

2 介護保健施設サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	安全管理体制未実施減算	栄養管理の基準を満たさない場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	要介護1 (712 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			1日につき －5単位	1日につき －14単位	1日につき ＋24単位		1日につき ＋240単位	1日につき ＋240単位 (週3日を 限度)	1日につき ＋76単位	1日につき ＋34単位	1日につき ＋46単位	
			要介護2 (759 単位)															
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護3 (821 単位)															要介護1 (756 単位)
			要介護4 (874 単位)															要介護2 (828 単位)
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	要介護5 (925 単位)															要介護3 (890 単位)
			要介護1 (789 単位)															要介護4 (946 単位)
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護2 (838 単位)															要介護5 (1,003 単位)
			要介護3 (899 単位)															要介護1 (836 単位)
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護4 (949 単位)													要介護2 (910 単位)		
			要介護5 (1,003 単位)													要介護3 (974 単位)		
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (836 単位)													要介護4 (1,030 単位)		
			要介護2 (899 単位)													要介護5 (1,084 単位)		
		(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】													要介護3 (939 単位)	要介護1 (739 単位)	
																要介護4 (1,013 単位)	要介護2 (822 単位)	
			(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】													要介護5 (1,084 単位)	要介護3 (838 単位)	
																要介護1 (818 単位)	要介護4 (1,013 単位)	
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜特別介護保健施設サービス費＞	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護2 (900 単位)	要介護5 (1,169 単位)															
		要介護3 (1,016 単位)	要介護1 (739 単位)															
	(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護4 (1,091 単位)	要介護2 (818 単位)															
		要介護5 (1,169 単位)	要介護3 (878 単位)															
	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (772 単位)	要介護4 (1,063 単位)															
		要介護2 (820 単位)	要介護5 (1,138 単位)															
	(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護3 (880 単位)	要介護1 (700 単位)															
		要介護4 (930 単位)	要介護2 (744 単位)															
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【基本型】	要介護5 (907 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			1日につき ＋240単位	1日につき ＋240単位	1日につき ＋240単位	1日につき ＋240単位 (週3日を 限度)	1日につき ＋120単位	1日につき ＋34単位	1日につき ＋46単位			
			要介護1 (772 単位)													要介護3 (880 単位)		
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護2 (820 単位)													要介護4 (930 単位)		
			要介護3 (880 単位)													要介護5 (984 単位)		
		(三) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞【基本型】	要介護4 (930 単位)													要介護1 (841 単位)		
			要介護5 (984 単位)													要介護2 (819 単位)		
			要介護1 (796 単位)													要介護3 (878 単位)		
			要介護2 (841 単位)													要介護4 (956 単位)		
		(四) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞【在宅強化型】	要介護3 (903 単位)											要介護5 (1,009 単位)				
			要介護4 (956 単位)											要介護1 (841 単位)				
			要介護5 (1,009 単位)											要介護2 (819 単位)				
			要介護1 (796 単位)											要介護3 (878 単位)				
		(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室＞【療養型】											要介護2 (841 単位)	要介護4 (956 単位)			
														要介護3 (903 単位)	要介護5 (1,009 単位)			
			(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】											要介護4 (956 単位)	要介護1 (804 単位)			
														要介護5 (1,009 単位)	要介護2 (887 単位)			
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞		(一) ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (804 単位)	要介護3 (1,074 単位)													
				要介護2 (890 単位)	要介護4 (1,149 単位)													
			(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要介護3 (1,074 単位)	要介護5 (1,225 単位)													
				要介護4 (1,149 単位)	要介護1 (804 単位)													
		(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニット型特別介護保健施設サービス費＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室＞	要介護5 (1,225 単位)	要介護2 (880 単位)													
				要介護1 (779 単位)	要介護3 (1,074 単位)													
			(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護2 (829 単位)	要介護4 (1,149 単位)													
				要介護3 (889 単位)	要介護5 (1,225 単位)													

注 外泊時費用			入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)			入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定
注 ターミナル ケア加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合	(1日につき 80単位を加算)
		療養型老健の場合	(1日につき 80単位を加算)
	(12) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合	(1日につき 160単位を加算)
		療養型老健の場合	(1日につき 160単位を加算)
	(23) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	(1日につき 820単位を加算)
		療養型老健の場合	(1日につき 850単位を加算)
(34) 死亡日	療養型老健以外の場合	(1日につき 1,650単位を加算)	
	療養型老健の場合	(1日につき 1,700単位を加算)	
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
		ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			
ニ 再入所時栄養連携加算 (※2)			
(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)			
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) (※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)	
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) (※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 480単位を加算)	
ヘ 退所時等支援等加算 (※2)	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時指導加算	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		(二) 退所時情報提供加算	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		(三) 入退所前連携加算(Ⅰ)	注 入退所前連携加算(Ⅰ)を算定している場合には、算定しない。
		(四) 入退所前連携加算(Ⅱ)	注 入退所前連携加算(Ⅱ)を算定している場合には、算定しない。
		(600単位)	注 入退所前連携加算(Ⅱ)を算定している場合には、算定しない。
		(400単位)	注 入退所前連携加算(Ⅱ)を算定している場合には、算定しない。
ト 栄養マネジメント強化加算			
(1日につき 11単位を加算)			
チ 経口移行加算 (※2)			
(1日につき 28単位を加算)			
リ 経口維持加算 (※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	
注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。			
ス ロ腔衛生管理加算 (※2)	(1) ロ腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、ロ腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係るロ腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(2) ロ腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)	
ジ 療養食加算			
(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
ジ 在宅復帰支援機能加算			
(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)			
ジ かかりつけ医連携薬剤調整加算 (※2)	(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
	(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)	
	(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
	(4) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅳ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
カ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
		療養型老健の場合	
(2) 特定治療			
コ 所定疾患施設療養費 (※2)	(1)所定疾患施設療養費(Ⅰ)	(1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定)	
	(2)所定疾患施設療養費(Ⅱ)	(1月に1回 10日を限度に、1日につき480単位を算定)	
セ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
シ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ジ 認知症情報提供加算			
(1回当たり 350単位を加算)			
ジ 地域連携診療計画情報提供加算 (※2)	在宅強化型の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
	在宅強化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(※2)			
(1月につき 33単位を加算)			
ナ 褥瘡マネジメント加算 (※2)	(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき 3単位を加算)	
	(2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき 13単位を加算)	
	(3) 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	(1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))	
ニ 排せつ支援加算 (※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
	(4) 排せつ支援加算(Ⅳ)	(1月につき 100単位を加算)	
ハ 自立支援促進加算(※2)			
(1月につき 300単位を加算)			
ウ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
ホ 安全対策体制加算			
(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、イからㇿまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)	
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、イからㇿまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)	

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注		注		注		注		注		注		注		注	
基本部分			入院患者の数が 入居患者の定員 を超える場合	看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	介護支援専門員 の員数が基準に 満たない場合	看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 20/100を乗じて 得た数未満である 場合	地域の医師確保 計画を提出したも の、医師の数が基 準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	一定の要件を満 たす入院患者の 数が規準に満た ない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置して いない等ユニ ットAにおける体制が未 整備である場合	身体拘束禁止未 実施減算	地下施設が設備基 準を満たさない場 合	医師の配置につ いて医療行為施行 規則第49条の 規定が適用され ている場合	注 療科診療科を 算入する場合	注 安全監視は制 止室等減算	注 安全管理の課 室を算入する場合	注 夜勤等を行う職員の 勤務条件に 関する基準の 区分による加 算	注 若年性認知症 者受入加算	
(1) 療養型 介護療養 施設サービ ス費 (1日につき)	(一) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅰ)	a 療養型介護療養施設 サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	(593 単位)	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	
			要介護2	(585 単位)														
			要介護3	(530 単位)														
			要介護4	(974 単位)														
			要介護5	(1,052 単位)														
		b 療養型介護療養施設 サービス費(ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1	(618 単位)														
			要介護2	(616 単位)														
			要介護3	(522 単位)														
			要介護4	(1,017 単位)														
			要介護5	(1,089 単位)														
		c 療養型介護療養施設 サービス費(ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1	(608 単位)														
			要介護2	(604 単位)														
	要介護3		(514 単位)															
	要介護4		(1,001 単位)															
	要介護5		(1,082 単位)															
	d 療養型介護療養施設 サービス費(ⅳ) ＜多床室＞	要介護1	(686 単位)															
		要介護2	(781 単位)															
		要介護3	(592 単位)															
		要介護4	(1,070 単位)															
		要介護5	(1,146 単位)															
	(二) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅱ)	e 療養型介護療養施設 サービス費(ⅳ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1	(717 単位)														
			要介護2	(815 単位)														
			要介護3	(1,026 単位)														
			要介護4	(1,172 単位)														
要介護5			(1,198 単位)															
f 療養型介護療養施設 サービス費(ⅳ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞		要介護1	(709 単位)															
		要介護2	(803 単位)															
		要介護3	(1,010 単位)															
		要介護4	(1,099 単位)															
		要介護5	(1,180 単位)															
a 療養型介護療養施設 サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞		要介護1	(542 単位)															
		要介護2	(536 単位)															
	要介護3	(774 単位)																
	要介護4	(807 単位)																
	要介護5	(943 単位)																
	b 療養型介護療養施設 サービス費(ⅱ) ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要介護1	(557 単位)															
		要介護2	(852 単位)															
		要介護3	(793 単位)															
		要介護4	(929 単位)															
		要介護5	(966 単位)															
c 療養型介護療養施設 サービス費(ⅲ) ＜多床室＞	要介護1	(638 単位)																
	要介護2	(731 単位)																
	要介護3	(868 単位)																
	要介護4	(1,001 単位)																
	要介護5	(1,037 単位)																
d 療養型介護療養施設 サービス費(ⅳ) ＜療養機能強化型＞ ＜多床室＞	要介護1	(654 単位)																
	要介護2	(749 単位)																
	要介護3	(891 単位)																
	要介護4	(1,026 単位)																
	要介護5	(1,062 単位)																
(三) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅲ)	a 療養型介護療養施設 サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	(522 単位)															
		要介護2	(619 単位)															
		要介護3	(748 単位)															
		要介護4	(884 単位)															
		要介護5	(918 単位)															
	b 療養型介護療養施設 サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	(618 単位)															
		要介護2	(714 単位)															
		要介護3	(845 単位)															
		要介護4	(980 単位)															
		要介護5	(1,015 単位)															
(2) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) 療養型 経過型介護療養施設 サービス費(Ⅰ)	a 療養型経過型介護療養施設 サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	(601 単位)														
			要介護2	(694 単位)														
			要介護3	(825 単位)														
			要介護4	(903 単位)														
			要介護5	(981 単位)														
		b 療養型経過型介護療養施設 サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	(695 単位)														
			要介護2	(792 単位)														
			要介護3	(920 単位)														
			要介護4	(999 単位)														
			要介護5	(1,078 単位)														
		(二) 療養型 経過型介護療養施設 サービス費(Ⅱ)	a 療養型経過型介護療養施設 サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	(601 単位)													
				要介護2	(694 単位)													
	要介護3			(788 単位)														
	要介護4			(868 単位)														
	要介護5			(945 単位)														
	b 療養型経過型介護療養施設 サービス費(ⅱ) ＜多床室＞		要介護1	(695 単位)														
			要介護2	(792 単位)														
			要介護3	(884 単位)														
			要介護4	(962 単位)														
			要介護5	(1,040 単位)														
	(3) ユニット型 療養型介護療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	a ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	(801 単位)													
				要介護2	(801 単位)													
				要介護3	(1,002 単位)													
				要介護4	(1,090 単位)													
要介護5				(1,166 単位)														
b ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞			要介護1	(728 単位)														
			要介護2	(830 単位)														
			要介護3	(1,042 単位)														
			要介護4	(1,132 単位)														
			要介護5	(1,213 単位)														
(二) ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞			要介護1	(723 単位)														
			要介護2	(818 単位)														
		要介護3	(1,026 単位)															
		要介護4	(1,117 単位)															
		要介護5	(1,197 単位)															
		c ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1	(708 単位)														
			要介護2	(801 単位)														
			要介護3	(1,002 単位)														
			要介護4	(1,090 単位)														
			要介護5	(1,166 単位)														
(四) 経過のユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞		要介護1	(732 単位)															
		要介護2	(830 単位)															
		要介護3	(1,042 単位)															
		要介護4	(1,132 単位)															
	要介護5	(1,213 単位)																
	(五) 経過のユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1	(723 単位)															
		要介護2	(819 単位)															
		要介護3	(1,028 単位)															
		要介護4	(1,117 単位)															
		要介護5	(1,197 単位)															
		(六) 経過のユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1	(708 単位)														
			要介護2	(801 単位)														
要介護3			(1,002 単位)															
要介護4			(1,090 単位)															
要介護5			(1,166 単位)															
(4) ユニット型 療養型経過型介護療養施設 サービス費 (1日につき)			(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設 サービス費 ＜ユニット型個室＞	要介護1	(801 単位)													
				要介護2	(801 単位)													
	要介護3			(1,002 単位)														
	要介護4			(1,090 単位)														
	要介護5			(1,166 単位)														
	(二) 経過のユニット型療養型経過型介護療養施設 サービス費 ＜ユニット型個室の多床室＞		要介護1	(708 単位)														
			要介護2	(801 単位)														
		要介護3	(1,002 単位)															
		要介護4	(1,090 単位)															
		要介護5	(1,166 単位)															
		要介護1	(708 単位)															
		要介護2	(801 単位)															
要介護3	(1,002 単位)																	
要介護4	(1,090 単位)																	
要介護5	(1,166 単位)																	

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単価に限る。）
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(5) 初期加算（1日につき +30単位）		
(6) 退院時指導等加算（※3）	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 （入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定）
		b 退院後訪問指導加算 （退院後1回を限度に、460単位を算定）
		c 退院時指導加算（400単位）
		d 退院時情報提供加算（500単位）
		e 退院前連携加算（500単位）
	(二) 訪問看護指示加算 （入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定）	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(7) 低栄養リスク改善加算（※3）（1月につき 300単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
(8) 経口移行加算（※3）（1日につき 28単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
(9) 経口維持加算（※3）	(一) 経口維持加算（Ⅰ）（1月につき 400単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算（Ⅱ）（1月につき 100単位を加算）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
(10) 口腔衛生管理加算（※3）（1月につき 90単位を加算）		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
(11) 療養食加算（1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度)）		
(12) 在宅復帰支援機能加算（※3）（1日につき 10単位を加算）		
(13) 特定診療費（※3）		
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）	(1日につき 4単位を加算）
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算（入院後7日に限り 1日につき200単位を加算）		
(16) 排せつ支援加算（※3）（1月につき 100単位を加算）		
(17) 安全対策体制加算(※3)（入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定）		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)（1日につき 22単位を加算）	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 18単位を加算）	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)（1日につき 6単位を加算）	
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき +所定単位×26／1000）	注 所定単位は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき +所定単位×19／1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき +所定単位×10／1000）	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき +(三)の90／100）	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)（1月につき +(三)の80／100）	
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき +所定単位×15／1000）	注 所定単位は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき +所定単位×11／1000）	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※3)を適用しない。
※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規率に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 移行計画が未提出である場合	注 安全管理体制未実施減算	注 看護管理の基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (576 単位)	×95/100	×95/100	-58 単位					
			要介護2 (620 単位)			-62 単位					
			要介護3 (664 単位)			-66 単位					
			要介護4 (707 単位)			-71 単位					
			要介護5 (752 単位)			-75 単位					
		b 診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (601 単位)			-60 単位					
			要介護2 (647 単位)			-65 単位					
			要介護3 (692 単位)			-69 単位					
			要介護4 (738 単位)			-74 単位					
			要介護5 (785 単位)			-79 単位					
		c 診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (593 単位)			-59 単位					
			要介護2 (638 単位)			-64 単位					
			要介護3 (683 単位)			-68 単位					
			要介護4 (728 単位)			-73 単位					
			要介護5 (774 単位)			-77 単位					
	d 診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (670 単位)	-67 単位								
		要介護2 (714 単位)	-71 単位								
		要介護3 (759 単位)	-76 単位								
		要介護4 (802 単位)	-80 単位								
		要介護5 (846 単位)	-85 単位								
	e 診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (699 単位)	-70 単位								
		要介護2 (746 単位)	-75 単位								
		要介護3 (792 単位)	-79 単位								
		要介護4 (837 単位)	-84 単位								
要介護5 (884 単位)		-88 単位									
f 診療所型介護療養施設サービス費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (689 単位)	-69 単位									
	要介護2 (735 単位)	-74 単位									
	要介護3 (781 単位)	-78 単位									
	要介護4 (825 単位)	-83 単位									
	要介護5 (872 単位)	-87 単位									
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (506 単位)	×95/100	×95/100	-51 単位	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	×90/100	-5単位	-14単位	+120単位	
		要介護2 (546 単位)			-55 単位						
		要介護3 (585 単位)			-59 単位						
	b 診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護4 (626 単位)			-63 単位						
		要介護5 (665 単位)			-67 単位						
		要介護1 (602 単位)			-60 単位						
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a 診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (641 単位)	×95/100	×97/100	-64 単位					
			要介護3 (681 単位)			-68 単位					
			要介護4 (720 単位)			-72 単位					
			要介護5 (760 単位)			-76 単位					
			要介護1 (689 単位)			-69 単位					
		b 診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護2 (734 単位)			-73 単位					
			要介護3 (778 単位)			-78 単位					
			要介護4 (821 単位)			-82 単位					
			要介護5 (865 単位)			-87 単位					
			要介護1 (714 単位)			-71 単位					
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	c 診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護2 (761 単位)	×95/100	×97/100	-76 単位					
			要介護3 (807 単位)			-81 単位					
			要介護4 (852 単位)			-85 単位					
			要介護5 (899 単位)			-90 単位					
			要介護1 (705 単位)			-71 単位					
		d 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護2 (751 単位)			-75 単位					
			要介護3 (797 単位)			-80 単位					
			要介護4 (841 単位)			-84 単位					
			要介護5 (887 単位)			-89 単位					
			要介護1 (689 単位)			-69 単位					
	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	e 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護2 (734 単位)	×95/100	×97/100	-73 単位					
			要介護3 (778 単位)			-78 単位					
			要介護4 (821 単位)			-82 単位					
			要介護5 (865 単位)			-87 単位					
要介護1 (714 単位)			-71 単位								
f 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要介護2 (761 単位)	-76 単位								
		要介護3 (807 単位)	-81 単位								
		要介護4 (852 単位)	-85 単位								
		要介護5 (899 単位)	-90 単位								
		要介護1 (705 単位)	-71 単位								
(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	g 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅶ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護2 (751 単位)	×95/100	×97/100	-75 単位						
		要介護3 (797 単位)			-80 単位						
		要介護4 (841 単位)			-84 単位						
		要介護5 (887 単位)			-89 単位						
		要介護1 (689 単位)			-69 単位						
	h 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅷ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護2 (734 単位)			-73 単位						
		要介護3 (778 単位)			-78 単位						
		要介護4 (821 単位)			-82 単位						
		要介護5 (865 単位)			-87 単位						
		要介護1 (714 単位)			-71 単位						

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)
		c 退院時指導加算 (400単位)
		d 退院時情報提供加算 (500単位)
		e 退院前連携加算 (500単位)
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(5) 低栄養リスク改善加算 (※1) (1月につき 300単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
(6) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
(7) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(8) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
(9) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(10) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)		
(11) 特定診療費 (※1)		
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入院後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(14) 排せつ支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)		
(15) 安全対策体制加算(※1) (入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×26／1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10／1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90／100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80／100)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15／1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11／1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※1)を適用しない。
※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

[illegible]

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 介護医療院サービス

基本部分				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所者の定員を超える場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	安全対策体制未実施減算	栄養管理の基準を満たさない場合	療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症入所者受入加算
基本部分															
イ	Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)Ⅰ型介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	-714	×90/100	×90/100	×90/100	-71	安全対策体制未実施減算	栄養管理の基準を満たさない場合				
				要介護2	-824				-82						
				要介護3	-1,060				-106						
			要介護4	-1,161	-116										
			要介護5	-1,251	-125										
			要介護1	-824	-83										
		(二)Ⅰ型介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護2	-934	-93										
			要介護3	-1,171	-117										
			要介護4	-1,271	-127										
			要介護5	-1,361	-136										
			要介護1	-704	-70										
			要介護2	-814	-81										
	(2)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)Ⅰ型介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護3	-1,045	-105										
			要介護4	-1,144	-114										
			要介護5	-1,233	-123										
		(二)Ⅰ型介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1	-813	-81										
			要介護2	-921	-92										
			要介護3	-1,154	-115										
(3)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一)Ⅰ型介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護4	-1,252	-125											
		要介護5	-1,342	-134											
		要介護1	-688	-69											
	(二)Ⅰ型介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護2	-798	-80											
		要介護3	-1,029	-103											
		要介護4	-1,127	-113											
ロ	Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)Ⅱ型介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護5	-1,211	-122	-80								
				要介護1	-794	-80									
				要介護2	-908	-91									
			(二)Ⅱ型介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護3	-1,137	-114									
				要介護4	-1,236	-124									
				要介護5	-1,326	-133									
		(2)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)Ⅱ型介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	-689	-67									
				要介護2	-764	-76									
				要介護3	-972	-97									
			(二)Ⅱ型介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護4	-1,059	-106									
				要介護5	-1,138	-114									
				要介護1	-779	-78									
(3)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一)Ⅱ型介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護2	-878	-88											
		要介護3	-1,082	-108											
		要介護4	-1,170	-117											
	(二)Ⅱ型介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護5	-1,249	-125											
		要介護1	-653	-65											
		要介護2	-748	-75											
ハ	特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1)Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一)Ⅰ型特別介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護3	-954	-95	-95								
				要介護4	-1,043	-104									
				要介護5	-1,129	-112									
				要介護1	-763	-76									
				要介護2	-859	-86									
				要介護3	-1,065	-107									
			(二)Ⅰ型特別介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護4	-1,154	-115									
				要介護5	-1,233	-123									
				(2)Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)Ⅱ型特別介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	-642	-64							
						要介護2	-736	-74							
						要介護3	-943	-94							
					(二)Ⅱ型特別介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護4	-1,032	-103							
		要介護5	-1,111			-111									
		要介護1	-752			-75									
		(3)Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)Ⅱ型特別介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護2	-847	-85									
				要介護3	-1,054	-105									
				要介護4	-1,143	-114									
			(二)Ⅱ型特別介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護5	-1,222	-122									
要介護1	-655			-66											
要介護2	-756			-76											
(2)Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)Ⅱ型特別介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護3	-979	-98											
		要介護4	-1,071	-107											
		要介護5	-1,157	-116											
		要介護1	-757	-76											
		要介護2	-861	-86											
		要介護3	-1,081	-108											
	(二)Ⅱ型特別介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護4	-1,179	-118											
		要介護5	-1,259	-126											
		(3)Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)Ⅱ型特別介護医療院・サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	-608	-61									
				要介護2	-700	-70									
				要介護3	-897	-90									
			(二)Ⅱ型特別介護医療院・サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護4	-982	-98									
要介護5	-1,056			-106											
要介護1	-714			-71											
ニ	ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)ユニット型Ⅰ型・介護医療院・サービス費＜ユニット型個室＞	要介護2	-842	-84	-84								
				要介護3	-1,188	-119									
				要介護4	-1,288	-129									
				要介護5	-1,379	-138									
				要介護1	-842	-84									
				要介護2	-951	-95									
			(二)経過のユニット型Ⅰ型・介護医療院・サービス費＜ユニット型個室の多床室＞	要介護3	-1,188	-119									
				要介護4	-1,288	-129									
				要介護5	-1,379	-138									
				(2)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)ユニット型Ⅰ型・介護医療院・サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1	-832	-83							
						要介護2	-938	-94							
						要介護3	-1,173	-117							
		(二)経過のユニット型Ⅰ型・介護医療院・サービス費＜ユニット型個室の多床室＞	要介護4		-1,271	-127									
			要介護5		-1,361	-136									
			要介護1		-841	-84									
		(1)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護2	-947	-94										
			要介護3	-1,189	-118										
			要介護4	-1,259	-126										
要介護5	-1,340		-134												
要介護1	-841		-84												
要介護2	-947		-94												
(2)経過のユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室の多床室＞	要介護3	-1,189	-118												
	要介護4	-1,259	-126												
	要介護5	-1,340	-134												
	要介護1	-791	-79												
	要介護2	-893	-89												
	要介護3	-1,119	-112												
ホ	ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)ユニット型Ⅱ型・特別介護医療院・サービス費＜ユニット型個室＞	要介護4	-1,209	-121	-121								
				要介護5	-1,292	-129									
				要介護1	-791	-79									
				要介護2	-893	-89									
				要介護3	-1,119	-112									
				要介護4	-1,209	-121									
			(二)経過のユニット型Ⅱ型・特別介護医療院・サービス費＜ユニット型個室の多床室＞	要介護5	-1,292	-129									
				(2)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)ユニット型Ⅱ型・特別介護医療院・サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1	-800	-80							
						要介護2	-896	-90							
						要介護3	-1,104	-110							
					(二)経過のユニット型Ⅱ型・特別介護医療院・サービス費＜ユニット型個室の多床室＞	要介護4	-1,194	-119							
						要介護5	-1,277	-127							
		要介護1	-800			-80									
		要介護2	-896	-90											
		要介護3	-1,104	-110											
		要介護4	-1,194	-119											
		要介護5	-1,277	-127											

注 外泊時費用			入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費			入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用			入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき +30単位)			
チ 再入所時栄養連携加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	
		e 退所前連携加算 (500単位)	
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位算定)		
ヌ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口移行加算 (※2) (1日につき 28単位を加算)			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
エ 経口維持加算 (※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
ロ 口腔衛生管理加算 (※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
ハ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
ヒ 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)			
タ 特別診療費 (※2)			
セ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
シ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ス 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
ホ 重度認知症疾患療養体制加算	(一)重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二)重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ナ 排せつ支援加算 (※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算) (4) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき 100単位を加算)		
ラ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 300単位を加算)			
ム 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
ワ 長期療養生活移行加算(※2) (入所後90日に限り 1日につき60単位を加算)			
ホ 安全対策体制加算 (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
ロ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ホ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)		
	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計		
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		
	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計		

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
※ 排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護医療院サービス費のイからヘまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和3年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 852単位)	×95／100	×90/100	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者 の利用者50人以上にサービ スを行う場合 ×85／100	+15／100	+10／100	+5／100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)						
		： 「介護職員処遇改善加算」及び「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。					

[脚注]
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇／100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇／100
+〇〇／100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇／100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注		
		准看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100									1月につき +574単位		利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合	
	(302単位)													
	(2) 30分未満													(450単位)
	(3) 30分以上1時間未満													(792単位)
	(4) 1時間以上1時間30分未満													(1,087単位)
ロ 病院又は診療所の場合	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合	
	(283単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100													
	(255単位)													
	(381単位)													
	(552単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満	×90/100									1月につき +315単位		利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合	
	(812単位)													
	(300単位)													
	(300単位)													
	(300単位)													

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防訪問 リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位	-5単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 事業所評価加算			(1月につき 120単位を加算)						
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		(1回につき +6単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1回につき +3単位)						

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注	
			注	特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	中山間地域等に 居る小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合	+15/100	+10/100	+5/100	
		(514単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合				
		(486単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
		(445単位)				
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合 管理料又は特定施 設入居時等医学総 合管理料を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者が1人に対して行う 場合				
		(298単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合				
		(286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合					
(259単位)						
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合					
	(516単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合					
	(486単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合					
(440単位)						
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合	+100単位			
		(565単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合				
		(416単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
		(379単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合				
		(517単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合				
		(378単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
		(341単位)				
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 （月1回を限度）				
		(45単位)				
ニ 管理栄養士 が行う場合 （月2回を限度）	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合	+15/100	+10/100	+5/100	
		(544単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合				
		(486単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合				
		(443単位)				
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合				
		(524単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合				
		(466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合					
(423単位)						
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 （月4回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合					
	(361単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合					
	(325単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合					
(294単位)						

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又はは	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 内 1月につき +562単位	減算対象月から6月以内 ×85/100	+240単位	－376単位	－20単位
		要支援2							－752単位	－40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1							－376単位	－20単位
		要支援2							－752単位	－40単位
	介護医療院の場合	要支援1							－376単位	－20単位
		要支援2							－752単位	－40単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)										
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)										
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)									
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)									
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
		栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)										
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)										
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×47/1000)							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×34/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×19/1000)							
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)							
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)							
ヌロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×20/1000)							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×17/1000)							
：「事業所と同一建物の利用者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										
※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。										
※ 「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。										
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。										
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。										

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注		注		注		注		注		注		注														
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合														
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (474 単位) 要支援2 (588 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位														
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (474 単位) 要支援2 (588 単位)																											
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (446 単位) 要支援2 (555 単位)																											
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (446 単位) 要支援2 (555 単位)																											
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1 (555 単位) 要支援2 (674 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位														
		(二) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (555 単位) 要支援2 (674 単位)																											
		(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 ＜ユニット型個室＞														要支援1 (523 単位) 要支援2 (649 単位)													
			(二) 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞														要支援1 (523 単位) 要支援2 (649 単位)													
	ハ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																													
	ニ 認知症専門ケア加算																(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)													
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																														
ホ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																										
				(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																										
				(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																										
ヘ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																									
				(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)																										
				(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)																										
				(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																										
				(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																										
ト 介護職員等特定処遇改善加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																									
				(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)																										

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

7 介護予防短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
				夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職員、介護職員、 理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準に満たない場合	常勤のユニット リーダーをユニット毎に配置してい ない等ユニットケアにおける体制 が未整備である 場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリテー ション実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対して 送迎を行う場合			
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	要支援1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			1日につき +240単位			1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位			
			要支援2 (721 単位)														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (619 単位)												762 単位)		
			要支援2 (762 単位)														
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	要支援1 (610 単位)												768 単位)		
			要支援2 (768 単位)														
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (658 単位)												817 単位)		
			要支援2 (817 単位)														
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (581 単位)												725 単位)		
			要支援2 (725 単位)														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (619 単位)												778 単位)		
			要支援2 (778 単位)														
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (581 単位)												725 単位)		
			要支援2 (725 単位)														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (619 単位)												778 単位)		
			要支援2 (778 単位)														
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (564 単位)												706 単位)		
			要支援2 (706 単位)														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (598 単位)												752 単位)		
			要支援2 (752 単位)														
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【基本型】	要支援1 (621 単位)				×97/100	1日につき +24単位		1日につき +240単位		1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位	
			要支援2 (782 単位)														
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)														828 単位)
			要支援2 (828 単位)														
		c 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室の多床室＞【基本型】	要支援1 (621 単位)									782 単位)					
			要支援2 (782 単位)														
		d 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)									828 単位)					
			要支援2 (828 単位)														
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)									810 単位)					
			要支援2 (810 単位)														
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)									810 単位)					
			要支援2 (810 単位)														
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)									810 単位)					
			要支援2 (810 単位)														
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)									810 単位)					
			要支援2 (810 単位)														
	(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1 (608 単位)									764 単位)					
			要支援2 (764 単位)														
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (608 単位)									764 単位)					
			要支援2 (764 単位)														

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
(3) 総合医学管理加算 (利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)		
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39／1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29／1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16／1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90／100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80／100)
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21／1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17／1000)

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	注 僻地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 僻地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合				
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (536 単位)	－25単位	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	病院療養病床療養環境 減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位	夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	1日につき ＋200単位 (7日間を 限度)	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位				
		要支援2 (672 単位)																		
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要支援1 (564 単位)														要支援2 (701 単位)			
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要支援1 (554 単位)														要支援2 (691 単位)			
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞	要支援1 (593 単位)														要支援2 (751 単位)			
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要支援1 (626 単位)														要支援2 (784 単位)			
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要支援1 (614 単位)														要支援2 (772 単位)			
		(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞														要支援1 (504 単位)	要支援2 (631 単位)		
			b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞														要支援1 (519 単位)	要支援2 (647 単位)		
			c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞														要支援1 (563 単位)	要支援2 (712 単位)		
			d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜療養機能強化型＞ ＜多床室＞														要支援1 (581 単位)	要支援2 (730 単位)		
			(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)														a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞	要支援1 (487 単位)	要支援2 (608 単位)	
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞																要支援1 (547 単位)	要支援2 (690 単位)		
	(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)																(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞	要支援1 (545 単位)	要支援2 (681 単位)
																		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞	要支援1 (603 単位)	要支援2 (761 単位)
		(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞															要支援1 (545 単位)	要支援2 (681 単位)	
			b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞															要支援1 (603 単位)	要支援2 (761 単位)	
			(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)														(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (619 単位)	要支援2 (779 単位)	
																		(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	要支援1 (648 単位)	要支援2 (808 単位)
		(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞															要支援1 (638 単位)	要支援2 (798 単位)		
		(四) 経過のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室の多床室＞															要支援1 (619 単位)	要支援2 (779 単位)		
	(五) 経過のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (648 単位)															要支援2 (808 単位)			
	(六) 経過のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (638 単位)															要支援2 (798 単位)			
	(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞															要支援1 (619 単位)	要支援2 (779 単位)		
(二) 経過のユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞				要支援1 (619 単位)	要支援2 (779 単位)															
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																				
(6) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																		
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																			
(7) 特定診療費																				
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																			
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)																			
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)																			
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)																			
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)																			
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)																			
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目																				

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (519 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 －60単位	－25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (652 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (547 単位)							
			要支援2 (679 単位)							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (538 単位)							
			要支援2 (670 単位)							
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (577 単位)							
			要支援2 (731 単位)							
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (610 単位)							
			要支援2 (764 単位)							
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (599 単位)							
			要支援2 (753 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)							
			要支援2 (576 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (526 単位)							
			要支援2 (664 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (603 単位)	×97/100						
			要支援2 (759 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (630 単位)							
			要支援2 (787 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 (621 単位)							
			要支援2 (777 単位)							
	(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (603 単位)							
			要支援2 (759 単位)							
	(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (630 単位)							
			要支援2 (787 単位)							
	(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (621 単位)							
			要支援2 (777 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(4) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計					
		(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19/1000)								
		(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10/1000)								
		(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)								
		(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)								
(8) 介護職員等特定処遇改善加算		(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計					
		(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11/1000)								
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。										
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。										

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注					注	注
					利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1	(	831	単位)	×70/100	×90/100	×90/100	
				要支援2	(	997	単位)				
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1	(	941	単位)				
				要支援2	(	1,099	単位)				
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1	(	767	単位)				
				要支援2	(	941	単位)				
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1	(	826	単位)				
				要支援2	(	1,021	単位)				
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1	(	745	単位)				
				要支援2	(	912	単位)				
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1	(	804	単位)				
				要支援2	(	994	単位)				
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1	(	732	単位)				
				要支援2	(	896	単位)				
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1	(	791	単位)				
				要支援2	(	977	単位)				
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1	(	671	単位)					
			要支援2	(	835	単位)					
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1	(	780	単位)					
			要支援2	(	940	単位)					
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1	(	577	単位)					
			要支援2	(	742	単位)					
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1	(	637	単位)					
			要支援2	(	822	単位)					
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1	(	961	単位)				
				要支援2	(	1,120	単位)				
			b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1	(	961	単位)				
				要支援2	(	1,120	単位)				
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1	(	851	単位)				
				要支援2	(	1,048	単位)				
			b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1	(	851	単位)				
				要支援2	(	1,048	単位)				
					×70/100			－12単位		片道につき ＋184単位	
					×70/100			×90/100	×97/100		

(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×26／1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×19／1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×10／1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90／100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80／100)
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×15／1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×11／1000)
		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				底勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注	注	注	注	注	注				
				利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準を満たさない場合は又は	看護部が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置してない等ユニットケアにおける体制が非整備である場合	療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	aⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1(390 単位)	$\times 90 / 100$	$\times 70 / 100$	$\times 70 / 100$	$\times 90 / 100$	$\times 97 / 100$	$\times 90 / 100$	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +134単位	
			要支援2(726 単位)											
		bⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1(682 単位)											
			要支援2(810 単位)											
		(二)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	aⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞											要支援1(579 単位)
														要支援2(716 単位)
	bⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞		要支援1(640 単位)											
			要支援2(798 単位)											
	(三)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	aⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1(563 単位)											
			要支援2(700 単位)											
		bⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1(623 単位)											
			要支援2(781 単位)											
	(2)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	aⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞											要支援1(562 単位)
														要支援2(688 単位)
			bⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞											要支援1(624 単位)
														要支援2(771 単位)
		(二)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	aⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞											要支援1(546 単位)
														要支援2(671 単位)
bⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞			要支援1(608 単位)											
			要支援2(758 単位)											
(三)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		aⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1(535 単位)											
			要支援2(660 単位)											
		bⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1(597 単位)											
			要支援2(744 単位)											
(3)特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	aⅠ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1(536 単位)											
			要支援2(665 単位)											
		bⅠ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1(593 単位)											
			要支援2(743 単位)											
	(二)Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	aⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1(510 単位)											
			要支援2(629 単位)											
		bⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1(568 単位)											
			要支援2(709 単位)											
(4)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	aユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防・短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1(673 単位)											
			要支援2(834 単位)											
		b経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防・短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1(673 単位)											
			要支援2(834 単位)											
	(二)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	aユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防・短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1(663 単位)											
			要支援2(824 単位)											
		b経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防・短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1(663 単位)											
			要支援2(824 単位)											
(5)ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1(688 単位)												
		要支援2(838 単位)												
	(二)経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1(688 単位)												
		要支援2(838 単位)												
(6)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	aユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防・短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1(630 単位)											
			要支援2(782 単位)											
		b経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1(630 単位)											
			要支援2(782 単位)											
	(二)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	aユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防・短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1(656 単位)											
			要支援2(797 単位)											
		b経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1(656 単位)											
			要支援2(797 単位)											
		(7)療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
		(8)緊急時施設診療費				イ 緊急時治療管理 (1月)に1回3日を限度に、1日につき518単位を(算定) ロ 特定治療								
(9)認知症専門ケア加算				(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
(10)特別診療費(※2)														
(11)サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、6単位を加算)										
(12)介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)										
(13)介護職員等特定処遇改善加算				(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)										

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(6)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分			注 看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	注 介護職員の員数 が基準を満たさ ない場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 生活機能向上運 動加算(Ⅰ)	注 生活機能向上運 動加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練 加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練 加算(Ⅱ)	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携加 算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 口腔・栄養スク リーニング加算	注 科学的介護推進 体制加算	注 障害者等支援加 算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (182 単位)	×70／100		－18単位	－31単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限 度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +20単位 (6月に1回を 限度)	1月につき +40単位		
	要支援2 (311 単位)															
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費			×70／100												1日につき +20単位	・指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,052単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,115単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,355単位 指定通所介護 ・要支援1 1,504単位 ・要支援2 3,084単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能 向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準 額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。
(1日につき 56単位)																
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ホ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82／1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60／1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33／1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90／100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80／100)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計													
ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18／1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12／1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計													

※ 限度額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、ロ及び委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合のうち指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	注 中山間地域等における小規模 事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービ ス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (別に指定介護予防福祉用具貸与に要し た費用の額を当該事業所の所在地に適 用される1単位の単価で除して得た単位 数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除し て得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 100／100を限度)	交通費に相当する額の2／3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 2／3を限度)	交通費に相当する額の1／3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 1／3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 委託連携加算	(1月につき +300単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和3年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注				
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算			
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5.697 単位)	×98／100	－62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき－600単位	+15／100	+10／100	+5／100	1月につき +315単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位			
		要介護2 (10.168 単位)		－111単位										
		要介護3 (16.883 単位)		－184単位										
		要介護4 (21.357 単位)		－233単位										
		要介護5 (25.829 単位)		－281単位										
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8.312 単位)		－91単位										
		要介護2 (12.985 単位)		－141単位										
		要介護3 (19.821 単位)		－216単位										
		要介護4 (24.434 単位)		－266単位										
		要介護5 (29.601 単位)		－322単位										
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5.697 単位)	－62単位		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき－900単位										
	要介護2 (10.168 単位)	－111単位												
	要介護3 (16.883 単位)	－184単位												
	要介護4 (21.357 単位)	－233単位												
	要介護5 (25.829 単位)	－281単位												
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)														
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)														
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)														
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)													
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)													
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)													
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)													
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)													
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)													
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137／1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100／1000)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55／1000)													
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90／100)													
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80／100)													
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63／1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計												
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42／1000)													
※ 「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入														
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。														
※ 令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。														

〔脚注〕
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
－〇〇単位 ⇒ 所定単位数 － 〇〇単位
×〇〇／100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇／100
+〇〇／100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇／100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分			注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費		1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	(1月につき 1,025単位)							
	定期巡回サービス費							
	(1回につき 386単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ)							
	(1回につき 588単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ)							
	(1回につき 792単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,800単位)			事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)						
		(1日につき +3単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)						
		(1日につき +4単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)						
		(1月につき +90単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)						
		(1月につき +120単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)						
		(1回につき +22単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)						
	(2)ロを算定する 場合	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)						
		(1回につき +6単位)						
		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)						
(2)ロを算定する 場合	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)							
	(1月につき +154単位)							
	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)							
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)						
		(1月につき +42単位)						
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)					
			(1月につき +所定単位×63/1000)					
(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)								
(1月につき +所定単位×42/1000)								
注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)							
	(1月につき +所定単位×63/1000)							
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)							
	(1月につき +所定単位×42/1000)							
	(1月につき +所定単位×42/1000)							
：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入								
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。								
※ 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。								

2-2 地域密着型通所介護費

[illegible]

3 認知症対応型通所介護費

		注		注		注		注		注		注		注		注		注		注		注																				
基本部分		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	3時間以上4時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	4時間以上5時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	5時間以上6時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上7時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上8時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	9時間以上10時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	10時間以上11時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	11時間以上12時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	12時間以上13時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	13時間以上14時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	14時間以上15時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	15時間以上16時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	16時間以上17時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	17時間以上18時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上19時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	19時間以上20時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	20時間以上21時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合																				
イ	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	(542 単位)																																						
			要介護2	(556 単位)																																						
			要介護3	(632 単位)																																						
			要介護4	(702 単位)																																						
			要介護5	(761 単位)																																						
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	(565 単位)	×63/100																																					
			要介護2	(626 単位)																																						
			要介護3	(682 単位)																																						
			要介護4	(740 単位)																																						
			要介護5	(792 単位)																																						
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	(656 単位)																																						
			要介護2	(709 単位)																																						
			要介護3	(763 単位)																																						
			要介護4	(813 単位)																																						
			要介護5	(862 単位)																																						
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	(878 単位)																																						
			要介護2	(932 単位)																																						
			要介護3	(982 単位)																																						
			要介護4	(1,030 単位)																																						
			要介護5	(1,074 単位)																																						
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	(892 単位)																																						
			要介護2	(1,005 単位)																																						
			要介護3	(1,208 単位)																																						
			要介護4	(1,316 単位)																																						
要介護5	(1,426 単位)																																									
(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	(1,024 単位)																																								
	要介護2	(1,135 単位)																																								
	要介護3	(1,246 単位)																																								
	要介護4	(1,359 単位)																																								
	要介護5	(1,469 単位)																																								
ロ	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	(450 単位)																																						
			要介護2	(540 単位)																																						
			要介護3	(638 単位)																																						
			要介護4	(838 単位)																																						
			要介護5	(882 単位)																																						
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	(514 単位)	×63/100																																					
			要介護2	(565 単位)																																						
			要介護3	(672 単位)																																						
			要介護4	(668 単位)																																						
			要介護5	(718 単位)																																						
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	(768 単位)																																						
			要介護2	(852 単位)																																						
			要介護3	(834 単位)																																						
			要介護4	(1,014 単位)																																						
			要介護5	(1,092 単位)																																						
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	(728 単位)																																						
			要介護2	(874 単位)																																						
			要介護3	(838 単位)																																						
			要介護4	(1,040 単位)																																						
			要介護5	(1,128 単位)																																						
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	(892 単位)																																						
			要介護2	(982 単位)																																						
			要介護3	(1,094 単位)																																						
			要介護4	(1,181 単位)																																						
要介護5	(1,276 単位)																																									
(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	(820 単位)																																								
	要介護2	(1,018 単位)																																								
	要介護3	(1,118 単位)																																								
	要介護4	(1,219 単位)																																								
	要介護5	(1,319 単位)																																								
ハ	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	(705 単位)	×63/100																																						
		要介護2	(776 単位)																																							
		要介護3	(835 単位)																																							
		要介護4	(944 単位)																																							
		要介護5	(964 単位)																																							
		(2) 4時間以上5時間未満	要介護1																				(776 単位)																			
			要介護2																				(846 単位)																			
			要介護3																				(905 単位)																			
			要介護4																				(964 単位)																			
			要介護5																				(984 単位)																			
		(3) 5時間以上6時間未満	要介護1																				(846 単位)																			
			要介護2																				(916 単位)																			
			要介護3																				(975 単位)																			
			要介護4																				(1,034 単位)																			
			要介護5																				(1,054 単位)																			
		(4) 6時間以上7時間未満	要介護1																				(916 単位)																			
			要介護2																				(986 単位)																			
			要介護3																				(1,045 単位)																			
			要介護4																				(1,104 単位)																			
			要介護5																				(1,124 単位)																			
		(5) 7時間以上8時間未満	要介護1																				(986 単位)																			
			要介護2																				(1,056 単位)																			
			要介護3																				(1,115 単位)																			
			要介護4																				(1,174 単位)																			
要介護5	(1,194 単位)																																									
(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	(1,056 単位)																																								
	要介護2	(1,126 単位)																																								
	要介護3	(1,185 単位)																																								
	要介護4	(1,244 単位)																																								
	要介護5	(1,264 単位)																																								
		(ⅰ) サービス提供体制強化加算(ⅰ)		(1回につき 22単位を加算)																																						
		(ⅱ) サービス提供体制強化加算(ⅱ)		(1回につき 18単位を加算)																																						
		(ⅲ) サービス提供体制強化加算(ⅲ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅴ) サービス提供体制強化加算(ⅴ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅵ) サービス提供体制強化加算(ⅵ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅶ) サービス提供体制強化加算(ⅶ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅷ) サービス提供体制強化加算(ⅷ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅸ) サービス提供体制強化加算(ⅸ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅹ) サービス提供体制強化加算(ⅹ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅺ) サービス提供体制強化加算(ⅺ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅻ) サービス提供体制強化加算(ⅻ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅼ) サービス提供体制強化加算(ⅼ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅽ) サービス提供体制強化加算(ⅽ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅾ) サービス提供体制強化加算(ⅾ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1回につき 6単位を加算)																																						
		(ⅿ) サービス提供体制強化加算(ⅿ)		(1																																						

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注		注	
			登録者数が登録定員を超える場合	従業員数が基準に満たない場合又は	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 (10,423 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	+15 / 100	+10 / 100	+5 / 100
		要介護2 (15,318 単位)						
		要介護3 (22,283 単位)						
		要介護4 (24,593 単位)						
		要介護5 (27,117 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,391 単位)						
		要介護2 (13,802 単位)						
		要介護3 (20,076 単位)						
		要介護4 (22,158 単位)						
		要介護5 (24,433 単位)						
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (570 単位)							
	要介護2 (638 単位)							
	要介護3 (707 単位)							
	要介護4 (774 単位)							
	要介護5 (840 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)		(1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ)		(1月につき 500単位を加算)					
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)		(1月につき 900単位を加算)					
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)		(1月につき 700単位を加算)					
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)		(1月につき 480単位を加算)					
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)								
ロ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)					
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)								
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)						
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)					
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)					
：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目								
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入								
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。								
※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。								

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注	注		注												
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (764 単位)	×97／100	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算											
		要介護2 (800 単位)																				
		要介護3 (823 単位)										要介護1 (752 単位)	要介護2 (787 単位)	要介護3 (811 単位)	要介護4 (827 単位)	要介護5 (844 単位)	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位		
		要介護4 (840 単位)																				
		要介護5 (858 単位)																				
	要介護1 (787 単位)																					
	要介護2 (811 単位)																					
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護3 (827 単位)					要介護4 (844 単位)	要介護5 (853 単位)	要介護1 (792 単位)	要介護2 (828 単位)	要介護3 (853 単位)	要介護4 (869 単位)	要介護5 (886 単位)	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位							
		要介護1 (752 単位)																				
		要介護2 (787 単位)																				
要介護3 (811 単位)																						
要介護4 (827 単位)																						
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (780 単位)					×70／100	×70／100	×70／100	身体拘束廃止未実施減算	1日につき －50単位	1日につき －50単位	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位						
		要介護2 (816 単位)																				
		要介護3 (840 単位)																				
		要介護4 (857 単位)																				
		要介護5 (873 単位)																				
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (780 単位)															要介護2 (816 単位)	要介護3 (840 単位)			要介護4 (857 単位)	要介護5 (873 単位)
		要介護2 (816 単位)																				
		要介護3 (840 単位)																				
		要介護4 (857 単位)																				
		要介護5 (873 単位)																				
注 入院時費用																						
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定																			
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)																					
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)																					
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)																					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)																			
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 39単位を加算)																				
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 49単位を加算)																				
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 59単位を加算)																				
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))																						
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)																				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)																				
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)																				
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)																				
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)																			
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)																			
ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																			
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)																			
エ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)																				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)																				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																				
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×111／1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計																			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×81／1000)																				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×45／1000)																				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×90／100)																				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×80／100)																				
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×31／1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計																			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×23／1000)																				

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 入居継続支援加 算(Ⅰ) 入居継続支援加 算(Ⅱ)		注 生活機能向上運 動加算(Ⅰ) 生活機能向上運 動加算(Ⅱ)		注 個別機能訓練加 算(Ⅰ) 個別機能訓練加 算(Ⅱ)		注 ADL機能向上加 算(Ⅰ) ADL機能向上加 算(Ⅱ)		注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 口腔・栄養スク リーニング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (542 単位)	×70/100	—54単位	1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +20単位 (6月に1回を 限度)
	要介護2 (609 単位)		—61単位													
	要介護3 (679 単位)		—68単位													
	要介護4 (744 単位)		—74単位													
	要介護5 (813 単位)		—81単位													
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につ き)※	要介護1 (542 単位)															
	要介護2 (609 単位)															
	要介護3 (679 単位)															
	要介護4 (744 単位)															
	要介護5 (813 単位)															
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)														
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)														
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)														
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)														
		(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)														
	(2)看取り介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 572単位を加算)														
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算)														
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 1,180単位を加算)														
		(4) 死亡日 (1日につき 1,780単位を加算)														
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)														
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)														
ヘ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)														
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)														
三 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×82/1000)														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×60/1000)														
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×33/1000)														
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)														
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)														
ジ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×18/1000)														
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)														
※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給用費基準額に含まれる。																
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。																
※ 令和3年9月30日までの間は、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。																

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[illegible]

※ 安全管理体制未実施減算については令和4年10月1日から、安全管理の基準を満たさない場合の減算については令和4年4月1日から適用する。

※ 播磨中津地区加算(Ⅳ)、排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和4年3月30日までの間は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のなかの3までで、所定単位数の70の千に相当する単位数を算定する。

8 複合型サービス費

基本部分			注		注		注		注		注							
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算（1月につき）	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1日につき）						
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 12,438 単位）	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	±15/100	±10/100	+5/100	－925単位	－925単位	－30単位						
		要介護2（ 17,403 単位）								－925単位	－925単位	－30単位						
		要介護3（ 24,464 単位）								－925単位	－925単位	－30単位						
		要介護4（ 27,747 単位）								－1, 850単位	－1, 850単位	－60単位						
		要介護5（ 31,386 単位）								－2, 914単位	－2, 914単位	－95単位						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 11,206 単位）								－925単位	－925単位	－30単位						
		要介護2（ 15,680 単位）								－925単位	－925単位	－30単位						
		要介護3（ 22,042 単位）								－925単位	－925単位	－30単位						
		要介護4（ 25,000 単位）								－1, 850単位	－1, 850単位	－60単位						
		要介護5（ 28,278 単位）								－2, 914単位	－2, 914単位	－95単位						
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1（ 570 単位）																
	要介護2（ 637 単位）																	
	要介護3（ 705 単位）																	
	要介護4（ 772 単位）																	
	要介護5（ 838 単位）																	
ハ 初期加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1日につき 30単位を加算）															
ニ 認知症加算 （イを算定する場合のみ算定）		(1) 認知症加算(Ⅰ)	（1月につき 800単位を加算）															
		(2) 認知症加算(Ⅱ)	（1月につき 500単位を加算）															
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			（1日につき 200単位を加算(7日間を限度)）															
△ 若年性認知症利用者受入加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 800単位を加算）															
ト 栄養アセスメント加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 50単位を加算）															
チ 栄養改善加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度)）															
リ 口腔・栄養スクリーニング加算 （イを算定する場合のみ算定）		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	（1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)）															
		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	（1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度)）															
ヌ 口腔機能向上加算 （イを算定する場合のみ算定）		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	（1回につき +150単位(月2回を限度)）															
		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	（1回につき +160単位(月2回を限度)）															
ル 退院時共同指導加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1回につき 600単位を加算）															
ヅ 緊急時訪問看護加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 574単位を加算）															
ヅ 特別管理加算 （イを算定する場合のみ算定）		(1) 特別管理加算(Ⅰ)	（1月につき 500単位を加算）															
		(2) 特別管理加算(Ⅱ)	（1月につき 250単位を加算）															
カ ターミナルケア加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 2,000単位を加算）															
コ 看護体制強化加算 （イを算定する場合のみ算定）		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)	（1月につき 3, 000単位を加算）															
		(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)	（1月につき 2, 500単位を加算）															
セ 訪問体制強化加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 1, 000単位を加算）															
シ 総合マネジメント体制強化加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 1, 000単位を加算）															
ソ 介護マネジメント加算 （イを算定する場合のみ算定）		(1) 介護マネジメント加算(Ⅰ)	（1月につき 3単位を加算）															
		(2) 介護マネジメント加算(Ⅱ)	（1月につき 13単位を加算）															
ツ 排せつ支援加算 （イを算定する場合のみ算定）		(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	（1月につき 10単位を加算）															
		(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	（1月につき 15単位を加算）															
		(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	（1月につき 20単位を加算）															
ホ 科学的介護推進体制加算 （イを算定する場合のみ算定）			（1月につき 40単位を加算）															
ナ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1月につき 750単位を加算）															
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1月につき 640単位を加算）															
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1月につき 350単位を加算）															
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1月につき 25単位を加算）															
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1月につき 21単位を加算）															
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき 12単位を加算）															
ヅ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき +所定単位×102/1000）																
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき +所定単位×74/1000）																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき +所定単位×41/1000）																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	（1月につき +(3)×90/100）																
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	（1月につき +(3)×80/100）																
ム 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき +所定単位×15/1000）																
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき +所定単位×12/1000）																
			注 所定単位は、イから土までにより算定した単位数の合計															
			注 所定単位は、イから土までにより算定した単位数の合計															
			：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目															
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入																		
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。																		
※ 令和3年9月30日までの間は、複合型サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。																		

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
				利用者の数が利用定員を超える場合 又は	看護・介護職員の利用人数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	認知症又は認知症予備状態と診断される者へのサービス提供に要する人員	事業所が同一建物に居住する者へのサービス提供に要する人員	事業所が同一建物に居住する者へのサービス提供に要する人員												
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (414 単位)	×70/100	×70/100	×63/100																								
			要支援2 (525 単位)																											
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1 (625 単位)																											
			要支援2 (736 単位)																											
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1 (740 単位)																											
			要支援2 (851 単位)																											
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1 (754 単位)																											
			要支援2 (865 単位)																											
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1 (859 単位)																											
			要支援2 (970 単位)																											
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1 (926 単位)																											
			要支援2 (1037 単位)																											
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ) (旧併設型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (625 単位)																											
			要支援2 (736 単位)																											
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1 (625 単位)																											
			要支援2 (736 単位)																											
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1 (856 単位)																											
			要支援2 (967 単位)																											
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1 (869 単位)																											
			要支援2 (980 単位)																											
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1 (971 単位)																											
			要支援2 (1082 単位)																											
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1 (976 単位)																											
			要支援2 (1087 単位)																											
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (241 単位)	×63/100																											
	要支援2 (252 単位)																													
	(2) 4時間以上5時間未満	要支援1 (256 単位)																												
	要支援2 (257 単位)																													
	(3) 5時間以上6時間未満	要支援1 (412 単位)																												
	要支援2 (423 単位)																													
	(4) 6時間以上7時間未満	要支援1 (423 単位)																												
	要支援2 (434 単位)																													
	(5) 7時間以上8時間未満	要支援1 (428 単位)																												
	要支援2 (439 単位)																													
	(6) 8時間以上9時間未満	要支援1 (438 単位)																												
	要支援2 (449 単位)																													
ハ サービス提供体制強化加算																			(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)			
ニ 介護職員処遇改善加算																			(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)			
																			(Ⅳ) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+所定単位×42/1000)				(Ⅴ) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき、+所定単位×42/1000)				(Ⅵ) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき、+所定単位×42/1000)			
																			(Ⅶ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき、+所定単位×31/1000)				(Ⅷ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき、+所定単位×24/1000)				(Ⅸ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき、+所定単位×24/1000)			
																			(Ⅹ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき、+所定単位×24/1000)				(Ⅺ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき、+所定単位×24/1000)				(Ⅻ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき、+所定単位×24/1000)			
																			(Ⅼ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき、+所定単位×24/1000)				(Ⅽ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき、+所定単位×24/1000)				(Ⅾ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき、+所定単位×24/1000)			
ホ サービス提供体制強化加算																			(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)			
ニ 介護職員処遇改善加算																			(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)			
ホ サービス提供体制強化加算																			(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)			
ニ 介護職員処遇改善加算																			(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)			
ホ サービス提供体制強化加算																			(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)			
ニ 介護職員処遇改善加算																			(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)			
ホ サービス提供体制強化加算																			(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)			
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×42/1000)																		
ホ サービス提供体制強化加算				(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、2単位を加算)				(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、18単位を加算)																		
ニ 介護職員処遇改善加算				(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×104/1000)				(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×76/1000)				(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定																		

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分				注		注	注	注	
				登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (	3,438	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (	6,948						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (	3,098						
		要支援2 (	6,260						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (	423						
		要支援2 (	529						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)				1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)				(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 450単位を加算)					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 1,000単位を加算)					
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			(1月につき +200単位)					
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)				(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 40単位を加算)					
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)							
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/100)			注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/100)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)								
レ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/100)			注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/100)								
：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目									
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入									
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。									
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。									

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注	注		注	注		注	注																
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	3ユニットで夜勤を行う職員の数 を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算															
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (	760	×97/100	×70/100	×70/100	－76単位	1日につき －50単位	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位															
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (	748				－75単位		1日につき ＋50単位				1日につき ＋25単位														
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (	788				1日につき －50単位	1日につき －50単位																			
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (	776																								
注 入院時費用				利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定																							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1日につき 30単位を加算)																							
ニ 退居時相談援助加算				(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))																							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)																									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)																									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)																										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)																										
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)																										
主 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 30単位を加算)																							
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)				(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																							
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 40単位を加算)																							
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)																									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)																									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																									
レ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×111/1000)																									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×81/1000)																									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×45/1000)																									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×90/100)																									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×80/100)																									
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×31/1000)																									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×23/1000)																									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。